

至誠館大学職員給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園至誠館大学職員就業規則第30条の規定に基づき、職員（再任用等職員を除く）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の構成および種類)

第2条 給与の構成及び種類は次のとおりとする。

(1) 基本給

(2) 諸手当

① 役職手当

② 住居手当

③ 扶養手当

④ 通勤手当

(3) 時間外手当

① 時間外勤務手当

② 休日勤務手当

第3条 給与は月給制とする。

(給与の計算期間)

第4条 給与支給の計算期間は当月1日から末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 給与の支給日は毎月25日とする。

ただし、当日が休日に当たる場合は前日に支払う。前日が休日にあたるときは、前々日に繰上げて支払う。

2 給与の計算後に増減すべき事由が生じたときは、それにより増減すべき額は、翌月の給与支給日に清算する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員の申請により給与支給日の前であっても既往の職務に対する給与を支払う。

(1) 職員の死亡・退職・解雇のとき

(2) 職員またはその収入によって生計を維持している者が、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受けたため費用を必要とするとき。

(給与の支払い方法)

第6条 給与は通貨で直接、または指定銀行口座振込でその全額を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは控除する。

(1) 所得税

(2) 住民税

(3) 私学共済掛金

(4) 雇用保険

- (5) 私学共済福祉事業に係る預金、積立、貸付返済等および財形貯蓄
- (6) その他

第2章 基本給

(基本給)

第7条 大学に採用された職員の基本給は、別表第1教育職俸給表及び別表第2一般職俸給表による。

第8条 大学に採用された職員の初任給は、その者に就く職種に応じ、かつ、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、俸給表、職務の級及び年俸を理事長が決定するものとする。

第9条 職員の昇給、昇格及び降格（以下「昇給等」という。）については次の各号による。

- (1) 昇給は、第10条第1項に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、全期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号とすることを基準にして決定することができるものとする。
- (2) 昇任させたときは、同一俸給表の職務に応じた上位の級に昇格させることができる。
- (3) 降任させたときは、同一俸給表の職務に応じた下位の級に降格させることができる。

第10条 昇給等の時期は、4月1日とする。

2 昇給等は、いずれも予算の範囲内で行わなければならない。

(ベースアップ)

第11条 経済情勢の変化に応じて人事院勧告等を参考にベースアップを行うことができる。

第3章 諸手当

(役職手当)

第12条 役職手当は、職務上責任の重い管理的地位にあるものに対し支給する。

2 前項の役職手当の支給額は別表3に基づき、理事長が決定する。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間舎）を借り受け、現に当該住宅に居住し、家賃を支払っている職員に対し、次のとおり支給する。ただし、法人が職員を居住させるため設置又は借り上げた住宅の貸し付けを受けている職員は除く。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員に対する支給額
家賃額 — 12,000円（端数100円未満は切り捨て）
- (2) 月額23,000円を超えて家賃を支払っている職員に対する支給月額
(家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円（100円未満切り捨て）
ただし、(家賃額－23,000円) × 1/2が16,000円を超えるときは
16,000とする。

- 2 職員の所有する住宅その他これに準ずる住宅のうち、該当職員その他これに準ずる者によって新築又は購入された住宅で、新築又は購入した日から住宅に居住し、世帯主である職員は、月額1,000円を支給する。
- 3 居所変更、家賃変更等により、家賃の月額を変更すべき事実が生じた場合は、届出によりその月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給、または変更する。
- 4 月の中途採用または中途退職等により、日割計算する必要がある場合には、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として日割計算を行う。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、次の表に掲げる扶養親族（他に生計の途がなく、主として職員が扶養している健康保険上の扶養親族に限る。以下この条において同じ。）のある職員に支給した、扶養手当の月額はそれぞれ下表に掲げる額とする。

扶養親族	月 額
1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この表において同じ。）	16,000円
2 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。ただし、職員に扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がある場合は1人につき5,000円を加算する

- 2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員が次の事項に該当する事実が生じた場合においては、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至ったものがある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
- 3 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に該当事実が生じた場合はその事実が生じた日からそれぞれ属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合は、離職又は死亡した日、扶養親族としての要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日のそれぞれの属する月をもって終わる。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、毎日通勤する者で交通機関の定期乗車券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する金額を支給する。

- (1) 購入費が月額55,000円を超える場合には、55,000円を限度額とする。
- (2) 通勤距離が片道2キロメートル未満である者には通勤手当は支給しない。
- (3) 通勤経路は最低料金と最短距離とによることを原則とする。

- (4) 通勤手当は、月20日以上欠勤した者には支給しない。
- (5) 居所変更、料金改定等により交通費の月額を変更すべき事実が生じるに至った場合は、届出によりその月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給または変更する。
- (6) 月の中途採用または中途退職等により、日割計算をする必要がある場合には、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として第1項および第2項規定の支給額を日割計算して支給する。

2 特別な事情があり、マイカー通勤が認められた場合のマイカー通勤による通勤手当は、別表4のとおりとする。ただし、月額24,500円を限度とする。

3 第1項及び第2項の規定により通勤手当を支給される職員について、退職、解雇又は死亡その他事由が生じた場合には、当該職員にこれらの事由が生じた後の期間等を考慮した額を返納させるものとする。

4 出張、休暇その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第16条 職員が時間外勤務を命じられたときは、勤務した時間数に応じて時間外勤務手当を支給する。

時間外勤務手当の算式は次による。

$$(1) \text{1時間当たりの時間給} = \frac{\text{「(基本給+役職手当) } \div \text{当該年度における1ヶ月平均所定勤務時間数}}{\text{勤務時間数}}$$

(2) 割増率

(ア) 法定労働時間内の場合	1.00
(イ) 法定労働時間を超える場合	1.25
(ウ) 深夜勤務（午後10時～午前5時）	1.50

2 職員が所定休日に出勤を命じられたときは、勤務した時間数に応じて休日勤務手当を支給する。ただし、勤務した休日を振り替えたときまたは代休としたときは、支給しない。

休日勤務手当の算出は次による。

(1) 法定休日を日曜日とする。

$$(2) \text{1時間当たりの時間給} = \frac{\text{「(基本給+役職手当) } \div \text{当該年度における1ヶ月平均所定勤務時間数}}{\text{勤務時間数}}$$

(3) 割増率

① 法定外休日かつ法定労働時間内	1.00
② 法定外休日かつ法定労働時間超	1.25
③ 法定外休日かつ深夜勤務	1.50
④ 法定休日	1.35
⑤ 法定休日かつ深夜勤務	1.60

3 計算期間および支給日

- (1) 計算期間 当月1日より当月末日までとする。
- (2) 支給日 翌月の給与支給日に支給する。

第4章 賞与、勤勉手当

(賞与)

第17条 予算の範囲内で期末手当を支給する。ただし、法人の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延長し、または支給しないことがある。

2 期末手当は6月1日及び12月1日を基準日として、それぞれ基準日の属する月に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

なお、支給日は理事会で定める。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、理事会で定める期別支給割合を乗じて得た額とする。

4 前項の期末手当基礎額及び期末手当の支給方法は別表5のとおりとする。

第18条 予算の範囲内で、その者の勤務成績に応じて勤勉手当を支給する。ただし、法人の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延長し、または支給しないことがある。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日を基準日として、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

なお、支給日は理事会で定める。

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事会で定める期別支給割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額及び期末手当の支給方法は別表5のとおりとする。

第5章 休職者の給与

(休職者の給与)

第19条 休職期間中の給与は職員就業規則第13条第1項第3号を除き、給与月額 100 分の 20 を支給することができる。

2 前項にかかわらず、休職の事由が私学共済法に定める傷病手当金の支給事由に該当する場合は、その休職前月の標準給与の月額 100 分の 20 を乗じた額を支給する。

第6章 不就業の給与の取り扱い

(給与の日割計算)

第20条 月の途中の採用または中途退職により基準内給与の日割計算をする必要がある場合には、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として日割計算を行う。

(給与の減額)

第21条 職員が勤務を要しないときは、この規程または就業規則に別段の定めある場合もしくは、その勤務しないとき特に承認を得た場合を除き、その期間に対する給与は減額して支給する。

第7章 その他

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程の施行により、「学校法人萩至誠館至誠館大学給与規程」及び「学校法人萩至誠館職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する内規」は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程の施行をもって、「職能等級規程」及び「職能等級規程取扱基準」は廃止し、「学校法人萩至誠館職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する内規」は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成27年	4月	1日	(制定)
改正	平成28年	4月	1日	(第1回改正)
	平成29年	4月	1日	(第2回改正)
	平成30年	4月	1日	(第3回改正)
	平成31年	4月	1日	(第4回改正)
	令和2年	4月	1日	(第5回改正)

別表第1 大学教育職俸給表

職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	167,200	210,000	270,700	318,100	403,400	533,200
2	169,300	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200
3	171,300	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300
4	173,300	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400
5	175,300	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400
6	177,800	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800
7	180,300	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300
8	182,800	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700
9	185,300	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000
10	188,100	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800
11	190,800	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700
12	193,500	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600
13	196,200	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300
14	198,100	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700
15	200,000	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000
16	201,900	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200
17	203,900	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500
18	205,700	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300
19	207,500	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000
20	209,200	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700
21	211,000	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500
22	212,900	261,500	321,400	374,900	451,800	
23	214,800	264,400	324,000	377,000	454,200	
24	216,700	267,300	326,800	379,100	456,500	

25	218,700	270,100	329,100	380,900	458,500	
26	220,800	272,700	331,300	382,700	460,700	
27	222,900	275,200	333,600	384,600	462,800	
28	225,000	277,900	336,100	386,500	465,000	
29	227,000	280,800	338,500	388,500	467,100	
30	229,200	283,200	340,700	390,200	469,400	
31	231,500	285,400	342,800	391,900	471,600	
32	233,800	287,800	344,900	393,600	473,700	
33	236,000	290,400	347,100	395,400	475,600	
34	237,800	292,600	349,400	397,200	477,700	
35	239,500	295,100	351,700	398,800	480,000	
36	241,200	297,500	353,900	400,600	482,200	
37	243,000	300,000	355,900	401,900	484,300	
38	244,700	301,700	357,900	403,500	486,300	
39	246,100	303,500	360,000	405,100	488,200	
40	247,700	305,200	361,900	406,700	490,100	
41	249,800	307,100	363,900	408,000	492,100	
42	251,500	308,100	365,800	409,600	494,000	
43	252,900	309,000	367,600	411,100	495,700	
44	254,500	309,900	369,400	412,700	497,600	
45	256,100	310,900	371,400	414,100	499,500	
46	257,600	312,000	373,200	415,700	501,300	
47	259,300	313,100	374,800	417,100	503,100	
48	260,800	314,200	376,600	418,700	505,000	
49	262,200	315,200	378,500	420,100	506,700	
50	263,000	316,300	380,100	421,400	508,400	
51	263,700	317,200	381,900	422,700	510,200	
52	264,600	318,200	383,600	424,000	512,100	

53	265,300	319,400	384,900	424,700	513,700	
54	266,300	320,400	386,400	425,700	515,300	
55	267,000	321,500	387,800	426,600	517,000	
56	267,900	322,500	389,400	427,500	518,600	
57	268,900	323,600	390,800	428,400	520,200	
58	270,100	324,700	392,200	429,300	521,500	
59	271,200	325,800	393,500	430,200	522,800	
60	272,300	326,800	395,000	431,100	524,000	
61	273,300	327,900	396,300	432,000	525,200	
62	274,400	328,900	397,700	432,900	526,200	
63	275,400	330,000	399,200	433,900	527,200	
64	276,400	331,100	400,700	435,000	528,200	
65	277,400	332,000	401,700	435,900	528,800	
66	278,300	333,100	402,800	436,900	529,700	
67	279,400	334,000	403,800	437,900	530,600	
68	280,500	335,100	404,900	438,800	531,500	
69	281,500	336,000	405,900	439,800	532,400	
70	282,600	337,100	406,800	440,800	533,200	
71	283,600	338,100	407,600	441,700	533,900	
72	284,700	339,200	408,400	442,700	534,400	
73	285,600	339,800	409,200	443,700	535,100	
74	286,700	340,800	410,100	444,600	535,600	
75	287,800	341,800	410,900	445,500	536,400	
76	288,800	342,800	411,700	446,500	537,000	
77	289,600	343,800	412,400	447,300	537,500	
78	290,600	344,800	412,900	447,800	538,100	
79	291,600	345,700	413,300	448,500	538,700	
80	292,500	346,600	413,700	449,100	539,300	

81	293,600	347,600	414,000	449,900	539,900	
82	294,500	348,600	414,400	450,600		
83	295,400	349,600	414,700	450,900		
84	296,300	350,600	415,100	451,500		
85	297,100	351,200	415,400	451,900		
86	297,900	351,800	415,800	452,300		
87	298,700	352,400	416,200	452,700		
88	299,600	353,000	416,600	453,000		
89	300,200	353,600	416,900	453,300		
90	300,800	354,000	417,300	453,700		
91	301,500	354,400	417,700	454,100		
92	302,100	354,900	418,000	454,400		
93	302,800	355,400	418,300	454,700		
94	303,400	355,800	418,700	455,100		
95	304,000	356,300	419,000	455,400		
96	304,600	356,800	419,300	455,700		
97	305,300	357,400	419,600	456,000		
98	305,900	357,900	420,000	456,400		
99	306,500	358,300	420,300	456,700		
100	307,100	358,800	420,600	457,000		
101	307,500	359,200	420,900	457,300		
102	307,800	359,700	421,300			
103	308,100	360,000	421,600			
104	308,500	360,500	421,900			
105	308,800	361,000	422,200			
106	309,200	361,400	422,600			
107	309,500	361,900	422,900			
108	309,800	362,400	423,200			

109	310,200	362,800	423,500			
110	310,500	363,300	423,800			
111	310,900	363,800	424,100			
112	311,300	364,200	424,400			
113	311,600	364,600	424,700			
114	312,000	365,000	425,000			
115	312,300	365,500	425,300			
116	312,600	365,900	425,600			
117	312,800	366,300	425,800			
118	313,100	366,700				
119	313,500	367,200				
120	313,900	367,600				
121	314,100	367,900				
122	314,400	368,300				
123	314,800	368,800				
124	315,200	369,100				
125	315,400	369,500				
126	315,600	370,000				
127	315,900	370,500				
128	316,300	370,900				
129	316,500	371,300				
130	316,800	371,800				
131	317,200	372,300				
132	317,400	372,800				
133	317,600	373,300				
134	317,900	373,800				
135	318,300	374,300				
136	318,500	374,800				

137	318,600	375,300				
138	318,800	375,800				
139	319,100	376,300				
140	319,400	376,800				
141	319,800	377,300				
142	320,100					
143	320,400					
144	320,700					
145	321,100					
146	321,400					
147	321,600					
148	321,900					
149	322,300					
150	322,600					
151	322,900					
152	323,100					
153	323,400					
154	323,700					
155	324,000					
156	324,300					
157	324,500					

別表第2 一般職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100

25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600

53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	

81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				

109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					

別表 3

種別	役職（教育職）	役職（事務職）	役職手当
1	学長		100,000 円
2	副学長		80,000 円
3	学部長		70,000 円
4	学生部長 教務部長 国際部長 入試部長 東京キャンパス長	事務局長	50,000 円
5	附属図書館長 学科長	事務局次長 東京キャンパス事務長	30,000 円
6	情報教育センター長	企画広報室長 国際交流室長 課長 東京キャンパス事務次長	20,000 円
7	専攻長		10,000 円
8		係長	5,000～15,000 円
9		主任	3,000～10,000 円

※ 1. 上記役職以外の役職者もしくは上記によりがたい場合には、その支給額は理事長が決定する。

2. 月の途中で任用あるいは解任する場合の役職手当は次のとおりとする。

任用・解任の日	任用	解任
1日～15日	1/2	1/2
16日～月末	0	1

3. 役職を兼務する職員については、最上位の役職手当のみを支給する。

別表4 「マイカー通勤手当支給額」

職員の区分	月 額	
	交通用具の使用距離	月 額
通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃を負担することを条例とする職員	5 km未満	2, 0 0 0円
	5 km以上 1 0 km未満	4, 1 0 0円
	1 0 km以上 1 5 km未満	6, 5 0 0円
	1 5 km以上 2 0 km未満	8, 9 0 0円
	2 0 km以上 2 5 km未満	1 1, 3 0 0円
	2 5 km以上 3 0 km未満	1 3, 7 0 0円
	3 0 km以上 3 5 km未満	1 6, 1 0 0円
	3 5 km以上 4 0 km未満	1 8, 5 0 0円
	4 0 km以上 4 5 km未満	2 0, 9 0 0円
	4 5 km以上 5 0 km未満	2 1, 8 0 0円
	5 0 km以上 5 5 km未満	2 2, 7 0 0円
	5 5 km以上 6 0 km未満	2 3, 6 0 0円
	6 0 km以上	2 4, 5 0 0円

別表 5

1 期末手当

(1) 期末手当基礎額

各基準日現在において職員が受けるべき基本給、役職手当及び扶養手当の月額。

(2) 対象者及び計算方法

支給額 = (基本給 + 役職手当 + 扶養手当) × 期別支給割合 × 在職期間別割合
月 額

(ア) 在職期間別割合

在 職 期 間	在 職 期 間	支給割合
基準日が6月1日	基準日が12月1日	
3箇月	6箇月	$\frac{100}{100}$
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	$\frac{80}{100}$
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	$\frac{60}{100}$
1箇月15日未満	3箇月未満	$\frac{30}{100}$

※次の期間は在職期間から除算する。

①停職者 ②育児休業職員の期間の1/2 ③休職の期間の1/2

2 勤勉手当

(1) 勤勉手当基礎額

各基準日現在において職員が受けるべき基本給及び役職手当の月額

(2) 対象者及び計算方法

各基準日現在に在職する職員

ただし、次に該当する者には支給されない。

休職者（公務傷病等の休職を除く。）、停職者、育児休業職員

支給額 = (基本給 + 役職手当) × 期間率 × 成績率
月 額

※ 成績率は理事会で定める。

(ア) 期間率

勤 務 期 間	支給割合
6箇月	$\frac{100}{100}$
5箇月15日以上6箇月未満	$\frac{95}{100}$

5 箇月以上 5 箇月 1 5 日未満	9 0 1 0 0
4 箇月 1 5 日以上 5 箇月未満	8 0 1 0 0
4 箇月以上 4 箇月 1 5 日未満	7 0 1 0 0
3 箇月 1 5 日以上 4 箇月未満	6 0 1 0 0
3 箇月以上 3 箇月 1 5 日未満	5 0 1 0 0
2 箇月 1 5 日以上 3 箇月未満	4 0 1 0 0
2 箇月以上 2 箇月 1 5 日未満	3 0 1 0 0
1 箇月 1 5 日以上 2 箇月未満	2 0 1 0 0
1 箇月以上 1 箇月 1 5 日未満	1 5 1 0 0
1 5 日以上 1 箇月未満	1 0 1 0 0
1 5 日未満	5 1 0 0
0	0